

道路橋点検士の登録の更新・再登録制度

1. 登録の更新、再登録

(1) 登録の更新

登録の更新は、登録有効期間の最終年度に「道路橋点検士更新講習会」(以下「更新講習会」という。)を受講することにより申請することができます。

(2) 登録更新の申込みをしなかった場合

登録更新の手続きをしなかった場合には、道路橋点検士の資格は登録有効期間満了と同時に失効し、「道路橋点検士」の称号を用いることはできません。

(3) 再登録

登録が失効した場合でも、登録有効期間満了日から3年以内に更新講習会を受講することにより、更新講習会受講の翌年度から資格の再登録が可能です。

(4) 登録証等の発行

「登録の更新」又は「再登録」をした場合には、「登録証」ならびに「登録証(カード)」を交付します。

2. 登録申請料

登録に伴う費用として、登録申請時に 3,300 円(消費税込み)を負担していただきます。

3. 更新講習会

道路橋点検士の技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図るため、更新時及び再登録時には更新講習会を受講していただきます。

[更新講習会]

- ・開催時期及び開催方法 当調査会ホームページでお知らせいたします。
- ・受講料 6,600 円(消費税込み)

登録申請に関するお問い合わせは下記までお願いします

一般財団法人 橋梁調査会 道路橋点検士事務局
〒112-0013 東京都文京区音羽 2-10-2 日本生命音羽ビル8階
電話 03-5940-4800, 4801(専用) / FAX 03-5940-8099
E-mail: hashitenken@jbec.or.jp

(掲載: 2024 年 5 月)